

建築関係 法令集

法令編

令和4年版 追録

【ダウンロード版】

①次の法令について、追録を発行いたします。

- 建築基準法施行令 ●建築基準法施行規則
- 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則
- 建築士法施行規則

②官報は、基本的に漢数字表記ですが、追録は法令集と同様、号数を除き算用数字に変換しています。内容の正確性については万全を期していますが、官報で記載された内容と異なる場合は、官報の記述が優先します。

本追録ダウンロード版はプリントアウトして試験会場へ持ち込むことはできません。

- 追録を試験会場に持ち込む場合は、総合資格学院が配布する冊子の追録をお取り寄せ頂き、ご利用ください。
- 冊子をご希望の方は、最寄りの当学院までご連絡下さい。



総合資格学院

収録法令一覧

法令名（掲載順）	制定	掲載条文	施行日	掲載
建築基準法施行令	令和3年10月29日 政令296号	第9条	令和3年11月1日	p.3
建築基準法施行規則	令和3年8月31日 国土交通省令53号	第3条の14、第6条の17、第11条の3	令和3年9月1日	p.3
	令和3年10月29日 国土交通省令69号	第1条の3	令和3年11月1日	
建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令	令和3年8月31日 国土交通省令53号	第29条の2、第31条の11の2	令和3年9月1日	p.4
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則	令和3年10月1日 国土交通省令62号	第14条の2、第14条の3、第14条の4、 第14条の5、第14条の7	令和3年10月1日	p.5
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則	令和3年8月31日 国土交通省令53号	第6条	令和3年9月1日	p.6
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	令和3年8月31日 国土交通省令53号	第41条	令和3年9月1日	p.6
建築士法施行規則	令和3年8月31日 国土交通省令53号	第9条の2、第9条の7、第17条の16、 第17条の17、第17条の17の2、 第17条の17の2の2、第17条の19、 第17条の39、第17条の40、 第17条の41、第22条の2の3、 第22条の2の4、第22条の2の5、 第22条の5の2	令和3年9月1日	p.7
	令和3年12月16日 国土交通省令78号	第16条	令和3年12月16日	p.7

建築基準法施行令

制定：令和3年10月29日 政令第296号
 施行：令和3年11月1日

第9条

法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の4（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

一～五（略）

六 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第10条

建築基準法施行規則

[1]

制定：令和3年8月31日 国土交通省令第53号
 施行：令和3年9月1日

[2]

制定：令和3年10月29日 国土交通省令第69号
 施行：令和3年11月1日

第1条の3（確認申請書の様式）

（略）

2、3（略）

4 法第6条第1項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一～四（略）

1

	(イ)	(ロ)	
		図書の書類	明示すべき事項
(1)～(18)	(略)	(略)	(略)
(19)	特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第10条の規定が適用される排水設備	配置図 特定都市河川浸水被害対策法第10条の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	特定都市河川浸水被害対策法第10条に規定する排水設備（以下この項において単に「排水設備」という。）の配置 当該条例で定められた基準に係る排水設備に関する事項

2

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

5～11（略）

第3条の14（特定建築基準適合判定資格者講習の登録の申請）

（略）

2（略）

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本若しくは個人番号カード

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第6条の17第2項第一号において同じ。)の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証明する書類

ロ (略)

二～七 (略)

第6条の17(特定建築物調査員資格者証の交付の申請)

(略)

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び生年月日を証明する書類

二、三 (略)

3 (略)

第11条の3(書類の閲覧等)

(略)

2 (略)

3 特定行政庁は、第1項の書類を閲覧に供するため、閲覧に関する規程を定めてこれを告示しなければならない。

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(抄)

制定：令和3年8月31日 国土交通省令第53号

施行：令和3年9月1日

第29条の2(書類の閲覧等)

(略)

2～5 (略)

6 指定確認検査機関は、法第77条の29の2各号の書類(第4項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)を閲覧に供するため、閲覧に関する規則を定め、確認検査の業務を行う事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

第31条の11の2(書類の閲覧等)

(略)

2～5 (略)

6 指定構造計算適合性判定機関は、法第77条の35の15各号の書類(第4項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)を閲覧に供するため、閲覧に関する規則を定め、構造計算適合性判定の業務を行う事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（抄）

制定：令和3年10月1日 国土交通省令第62号

施行：令和3年10月1日

第14条の2（令第27条第一号の国土交通省令で定める経路）

令第27条第一号の国土交通省令で定める経路は、移動等円滑化された経路（令第27条第一号に規定する生活関連旅客施設に隣接するものとの間の経路を除く。）とする。

第14条の3（令第27条第一号口及び第二号口の国土交通省令で定める一般交通用施設）

令第27条第一号口の国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- 一 （略）
 - 二 前号に掲げるもののほか、生活関連経路を構成する道路法による道路に接し、かつ、令第27条第一号に規定する生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられると見込まれるものと認めて、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するもの
- 2 令第27条第二号口の国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、同号の生活関連経路を構成する道路法による道路に接し、かつ、生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設（道路法による道路を除く。）のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられると見込まれるものと認めて、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するものとする。

第14条の4（令第27条第二号の規定により市町村が行う指定）

令第27条第二号の規定により市町村が行う指定は、同号イに掲げる施設の出入口又は同号ロに掲げる施設の出入口その他の通行の用に供する部分に接する部分であって、生活関連旅客施設を利用する高齢者、障害者等が通常利用する部分について、移動等円滑化促進方針において行わなければならない。

第14条の5（行為の届出）

法第24条の6第1項の規定による届出は、第5号の2様式により作成した届出書に次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ次に定める書類又は図面を提出して行うものとする。

- 一 令第27条第一号に掲げる行為 行為の内容を示す旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面
- 二 令第27条第二号に掲げる行為 平面図、縦断面図、横断面図その他必要な図面

第14条の7（変更の届出）

法第24条の6第2項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が令第27条各号に掲げる行為に該当しなくなるもの以外のもの（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのない意匠の変更その他の軽微な変更を除く。）とする。

建築物の耐震改修の促進に関する法律 施行規則（抄）

制定：令和3年8月31日 国土交通省令第53号

施行：令和3年9月1日

第6条（耐震診断資格者講習の登録の申請）

（略）

2 （略）

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証明する書類

ロ （略）

二～七 （略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則

制定：令和3年8月31日 国土交通省令第53号

施行：令和3年9月1日

第41条（適合性判定員講習の登録の申請）

（略）

2 （略）

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証明する書類

ロ （略）

二～七 （略）

建築士法施行規則（抄）

[1]

制定：令和3年8月31日 国土交通省令第53号
施行：令和3年9月1日

[2]

制定：令和3年12月16日 国土交通省令第78号
施行：令和3年12月16日

第9条の2（一級建築士名簿の閲覧）

国土交通大臣は、法第6条第2項の規定により一級建築士名簿を一般の閲覧に供するため、閲覧規則を定めてこれを告示しなければならない。

第9条の7（規定の適用）

中央指定登録機関が法第10条の4第1項に規定する一級建築士登録等事務を行う場合における第1条の4、第1条の5第1項及び第2項、第2条、第4条から第5条まで、第6条第5項、第7条並びに第9条の2から第9条の5までの規定の適用については、これらの規定（第1条の5第1項及び第2項を除く。）中「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機関」と、第1条の5第1項及び第2項中「これを国土交通大臣」とあるのは「これを中央指定登録機関」と、第2条第1項中「第2号書式による一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」と、第4条の2の見出し及び同条第3項並びに第5条の見出し及び同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第4条の2第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第2項中「法第5条第3項の規定により免許証」とあるのは「法第10条の19第1項の規定により読み替えて適用される法第5条第3項の規定により免許証明書」と、第5条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第7条第1項中「免許を取り消した場合又は第6条第4項の届出があつた場合」とあるのは「国土交通大臣が免許を取り消した場合又は建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第12条第1項の規定により第6条第4項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第9条の2中「法第6条第2項」と

あるのは「法第10条の19第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項」と、「告示」とあるのは「公示」と、第9条の3第1項中「法第10条の3第1項又は同条第2項」とあるのは「法第10条の19第1項の規定により読み替えて適用される法第10条の3第1項又は同条第2項」と、同条第3項中「第3号の3書式による構造設計一級建築士証又は第3号の4書式による設備設計一級建築士証」とあるのは「構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証」と、第9条の4第2項中「法第10条の3第4項」とあるのは「法第10条の19第1項の規定により読み替えて適用される法第10条の3第4項」とする。

第16条（合格公告及び通知）

国土交通大臣又は中央指定試験機関は、一級建築士試験に合格した者の受験番号を公告し、本人に合格した旨を通知する。

2（略）

第17条の16（工事監理報告に係る情報通信の技術を利用する方法）

法第20条第4項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものイ（略）ロ 建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された結果を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該結果を記録する方法
 - 二 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに結果を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 建築主がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。
 - 二 ファイルに記録された結果について、改変を防止するための措置を講じていること。

三 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、結果を建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を建築主に対し通知するものであること。ただし、当該建築主が当該結果を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

3 (略)

第17条の17(工事監理報告に係る電磁的方法の種類及び方法)

建築士法施行令(昭和25年政令第201号。以下「令」という。)第7条第1項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第1項各号に規定する方法のうち建築士が使用するもの
- 二 (略)

第17条の17の2(工事監理報告に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

令第7条第1項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 建築主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて建築士の使用に係る電子計算機に令第7条第1項の承諾又は同条第2項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
- 二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、建築士がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 第1項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した

電子情報処理組織をいう。

第17条の17の2の2(構造設計一級建築士への法適合確認)

(略)

2 (略)

第17条の19(登録の申請)

(略)

2 (略)

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 個人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 住民票の抄本若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証明する書類
 - ロ (略)
- 二～六 (略)

第17条の39(延べ面積が300㎡を超える建築物に係る契約に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

法第22条の3の3第4項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機と契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法
- 二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを

交付する方法

- 2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 契約の相手方がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。
 - 二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。
 - 三 前項第一号ロに掲げる措置にあつては、書面に記載すべき事項を設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を契約の相手方に対し通知するものであること。ただし、当該契約の相手方が当該書面に記載すべき事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。
- 3 第1項第一号の「電子情報処理組織」とは、設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機と、契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第17条の40（延べ面積が300㎡を超える建築物に係る契約に係る書面の交付に係る電磁的方法の種類及び方法）

- 令第8条第1項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
- 一 前条第1項各号に規定する方法のうち設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式

第17条の41（延べ面積が300㎡を超える建築物に係る契約に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

- 令第8条第1項において準用する令第7条第1項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 契約の相手方の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機に令第8条第1項

において準用する令第7条第1項の承諾又は令第8条第1項において準用する令第7条第2項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

- ロ 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて契約の相手方の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
 - 二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 3 第1項第一号の「電子情報処理組織」とは、設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機と、契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第22条の2の3（重要事項説明に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

- 法第24条の7第3項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 管理建築士等の使用に係る電子計算機と建築主の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 管理建築士等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法
 - 二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを

交付する方法

- 2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 建築主がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。
 - 二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変を防止するための措置を講じていること。
 - 三 前項第一号ロに掲げる措置にあつては、書面に記載すべき事項を管理建築士等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を建築主に対し通知するものであること。ただし、当該建築主が当該書面に記載すべき事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。
- 3 第1項第一号の「電子情報処理組織」とは、管理建築士等の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第22条の2の4（重要事項説明に係る書面の交付に係る電磁的方法の種類及び方法）

令第8条第2項において準用する令第7条第1項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第1項各号に規定する方法のうち管理建築士等が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

第22条の2の5（重要事項説明に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

令第8条第2項において準用する令第7条第1項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 建築主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて管理建築士等の使用に係る電子計算機に令第8条第2項において準用する令第7条第1項の承諾又は令第8条第2項において準用する令第7条第2項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

- ロ 管理建築士等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
 - 二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、管理建築士等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
 - 3 第1項第一号の「電子情報処理組織」とは、管理建築士等の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第22条の4（書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

法第24条の8第2項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機と委託者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供し、当該委託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法
 - 二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 委託者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。
 - 二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうか

かを確認することができる措置を講じていること。

- 三 前項第一号ロに掲げる措置にあつては、書面に記載すべき事項を建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を委託者に対し通知するものであること。ただし、当該委託者が当該書面に記載すべき事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。
- 3 第1項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機と、委託者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

- 2 前項各号に掲げる方法は、建築士事務所の開設者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 3 第1項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機と、委託者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第22条の5（書面の交付に係る電磁的方法の種類及び方法）

令第8条第3項において準用する令第7条第1項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第1項各号に規定する方法のうち建築士事務所の開設者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

第22条の5の2（書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

令第8条第3項において準用する令第7条第1項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 委託者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機に令第8条第3項において準用する令第7条第1項の承諾又は令第8条第3項において準用する令第7条第2項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

令和4年版
建築関係法令集【法令編】 追録 ダウンロード版

令和4年4月1日 発行 非売品
編集 総合資格学院 編集責任者：福田年則 / 中川和之
発行 株式会社 総合資格
発行人 岸 隆司
〒163-0557 東京都新宿区西新宿 1-26-2
電話 (03) 3340-6714 (販売に関する問い合わせ先)
(03) 3340-6711 (内容に関する問い合わせ先)
URL <http://www.shikaku.co.jp/>

※本書の一部または全部を無断で複写、複製、転載、あるいは電子媒体などに入力することを禁じます。

※落丁、乱丁はお取り替え致します。